＜ホームページ公表＞

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和７年(2025年)１月31日（金）

北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 50 条第１項に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対して、下記のとおり行政処分を行う。

記

１　対象事業者

名　　称	代　表　者	所　在　地
一般社団法人　立支舎	代表理事　田村　義明	釧路市昭和中央６丁目９番８号

２　対象事業所

名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
めいく	釧路市昭和中央６丁目９番８号	就労継続支援Ｂ型(※)	令和４年(2022 年)２月１日

※　一般企業等への就労が困難な人に、就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練を行うもの

３　処分内容

処分内容	処分年月日
指定取消し	令和７年(2025年)１月31日

４　取消しの理由

事業者は、利用者にサービスを提供した際、所定の訓練等給付費を市町村に請求できるが、サービスの提供のない日に利用したように関係書類を改ざんし、市町村に請求していた。